

○国立大学法人上越教育大学出版会販売等収入取扱基準

(平成26年6月6日学長裁定)

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人上越教育大学出版会出版要項（平成26年2月18日学長裁定。以下「出版要項」という。）第10条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学出版会（以下「出版会」という。）が出版する出版物の販売等により国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）に生じた収入（以下「販売収入」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(著作者還元金)

第2条 本法人は、販売収入の累計額が、当該出版物の出版のために本法人が支出した費用（以下「出版費用」という。）の総額から、著作者が当該出版物の出版を目的として本法人に寄附した額（以下「寄附相当額」という。）を控除した額（以下「法人負担相当額」という。）を超えた場合に、当該著作物の著作権を所有する著作者に対して著作者還元金を支払うものとする。

2 著作者還元金は、次の各号に定めるところにより算定及び支払うものとする。

- (1) 販売収入の累計額が、法人負担相当額を超え出版費用の総額に達するまでの期間においては、当該期間の販売収入に相当する額を支払う。
- (2) 販売収入の累計額が、出版費用の総額を超えて以降の期間においては、当該期間に発生する販売収入の100分の50に相当する額を支払う。
- (3) 支払いの対象は、前2号の規定にかかわらず、原則として、当該出版物の初版発行の日から5年を経過する日が属する年度までの販売収入に限る。
- (4) 支払を受ける権利を有する著作者が二人以上ある場合は、第1号又は第2号で算定した額に、出版要項第5条第2項に基づく出版等契約書に記載された受取割合を乗じた額を支払う。
- (5) 著作者還元金は、当該年度に発生した販売収入の総額に基づき算定し、次年度に著作者が指定した銀行口座に一括で振り込む。この場合において、1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額を当該年度の著作者還元金の総額とみなす。

3 著作者が死亡した場合は、著作者還元金の支払を受ける権利は、当該著作物の著作権の相続人（ただし、配偶者並びに2親等以内の親族に限る。）が承継する。

(教育研究教員経費等への還元)

第3条 本法人は、法人負担相当額の一部に著作者の教育研究教員経費等が充当されている場合で、販売収入の累計額が、法人負担相当額から教育研究教員経費等の額を控除した額を超えたときには、当該著作者に対して販売収入の一部を教育研究教員経費等として還元することができる。

附 則

この基準は、平成26年6月6日から施行する。